

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）
第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イ及び同項第 3 号イ並びに市川市介護
予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 28 年規則第 12 号。
以下「規則」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、第 1 号訪
問事業（規則別表に定める第 1 号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第 1 号
通所事業（同表に定める第 1 号通所事業をいう。以下同じ。）に要する費用
の額及び規則第 3 条第 3 項の第 1 号事業支給費の額等の算定に関する基準
を次のように定め、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業及び
第 1 号通所事業に要する費用の額及び規則第 3 条第 3 項の第
1 号事業支給費の額等の算定に関する基準

- (1) 第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額は、別表第 1 号
訪問事業支給費及び第 1 号通所事業支給費単位数表により算定するも
のとする。
- (2) 第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額は、第 1 号訪問
事業にあつては 10.70 円に、第 1 号通所事業にあつては 10.45 円
に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- (3) 前 2 号の規定により第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費
用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、
その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (4) 規則第 3 条第 3 項の第 1 号事業支給費の額は、前 3 号の規定の例によ
り算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。
- (5) 市は、次のいずれかに該当する場合における前号の規定の適用につい
ては、同規則第 4 条及び前号中「100 分の 90」とあるのは「100
分の 90 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」とすることができる。
る。

イ 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。

以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。

ロ 居宅要支援被保険者等に係る健康保険法(大正11年法律第70号)

第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額とイに規定する合計額との合計額が、著しく高額であるとき。

ハ 災害その他特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用を負担することが困難であるとき。

(6) 規則第5条第3項から第5項までの規定は、居宅要支援被保険者等が前号の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

(7) 省令第140条の63の2第4項に規定する場合において、第5号の規定を適用するときは、規則第4条及び第4号中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、第5号中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。

(8) 省令第140条の63の2第5項に規定する場合において、第5号の規定を適用するときは、規則第4条中及び第4号中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第5号中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

(9) 規則第4条第1項に規定する総額又は同条第2項に規定する総額を算定するに当たっては、当該総額から次に定めるところにより算定した費用の額の合計額を控除するものとする。

イ 別表の第 1 号訪問事業費のイからハまでの注 5 から注 8 まで及び
トの規定による加算又は減算。

ロ 別表の第 1 号通所事業費のイの注 5、注 8、チ及びヲの規定による
加算又は減算。

別表

第 1 号訪問事業支給費及び第 1 号通所事業支給費単位数表

1 第 1 号訪問事業費（1 月につき）

イ 第 1 号訪問事業費（Ⅰ） 1, 1 7 6 単位

ロ 第 1 号訪問事業費（Ⅱ） 2, 3 4 9 単位

ハ 第 1 号訪問事業費（Ⅲ） 3, 7 2 7 単位

注 1 利用者に対して、指定第 1 号訪問事業所（市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 2 8 年告示第 1 0 9 号。以下「総合事業人員等基準」という。）第 2 条第 3 号に規定する指定第 1 号訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（総合事業人員等基準第 6 条第 1 項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第 1 号訪問事業（総合事業人員等基準第 2 条第 3 号に規定する指定第 1 号訪問事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 第 1 号訪問事業費（Ⅰ） 第 1 号事業サービス計画等（総合事業人員等基準第 2 条第 9 号に規定する第 1 号事業サービス計画等をいう。以下同じ。）において 1 週に 1 回程度の指定第 1 号訪問事業が必要とされた者に対して指定第 1 号訪問事業を行った場合

(2) 第 1 号訪問事業費（Ⅱ） 第 1 号事業サービス計画等において 1 週に 2 回程度の指定第 1 号訪問事業が必要とされた者に対して指定第 1 号訪問事業を行った場合

(3) 第 1 号訪問事業費（Ⅲ） 第 1 号事業サービス計画等においてロに掲げる回数の程度を超える指定第 1 号訪問事業が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 1 1 年厚生省令第 5 8 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者及び事業対象者（省令第 1 4 0

条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。) であってその者の状態により市長が特に支援が必要であると認めた者(以下「特定事業対象者」という。)に限る。) に対して指定第 1 号訪問事業を行った場合

注 2 生活援助従事者研修課程(省令第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する研修をいう。)の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。

注 3 厚生労働大臣が定める基準(平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 5 号)第 1 2 9 号の 6 を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 厚生労働大臣が定める基準第 1 2 9 号の 7 を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 指定第 1 号訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第 1 号訪問事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定第 1 号訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定第 1 号訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 2 0 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定第 1 号訪問事業を行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定し、指定第 1 号訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定第 1 号訪問事業を行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 8 5 に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準第 1 2 9 号の 8 に該当する指定第 1 号訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定第 1 号訪問事業所における 1 月当た

りの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) に対して、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、特別地域訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 指定第1号訪問事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める

中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第27条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定第1号訪問事業所において指定第1号訪問事業を受けている間は、当該指定第1号訪問事業所以外の指定第1号訪問事業所が指定第1号訪問事業を行った場合に、第1号訪問事業費は、算定しない。

ニ 初回加算 200単位

注 指定第1号訪問事業所において、新規に指定第1号訪問事業計画（総合事業人員等基準第39条第2項第1号に規定する指定第1号訪問事業計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問事業を行った場合又は当該指定第1号訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問事業を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第７９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした指定第１号訪問事業計画を作成し、当該指定第１号訪問事業計画に基づく指定第１号訪問事業を行ったときは、初回の当該指定第１号訪問事業が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注２ （２）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第７８条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第１１６条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした指定第１号訪問事業計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該指定第１号訪問事業計画に基づく指定第１号訪問事業を行ったときは、初回の当該指定

第 1 号訪問事業が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

へ 口^く腔^う連携強化加算 50 単位

注 厚生労働大臣が定める基準第 129 号の 9 に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第 1 号訪問事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員等処遇改善加算

注 1 厚生労働大臣が定める基準第 130 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第 1 号訪問事業所が、利用者に対し、指定第 1 号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 8 2 に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 4 5 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、厚生労働大臣が定める基準第 1 3 0 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第 1 号訪問事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定第 1 号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 2 2 1 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 2 0 8 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 2 0 0 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 8 7 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 8 4 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 6 3 に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 6 3 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） イからへまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 5 8 に相当する単位数

- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅸ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅹ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅺ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅻ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅼ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅽ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 第1号通所事業費

イ 介護予防通所型サービス事業費

- (1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
 - (イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合
436単位（1回につき）
 - (ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合
1,798単位（1月につき）
- (2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
 - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合
447単位（1回につき）
 - (ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合
3,621単位（1月につき）

注1 総合事業人員等基準第45条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防

通所型サービス事業所（総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所型サービス事業（総合事業人員等基準第44条に規定する指定介護予防通所型サービス事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分（利用者が事業対象者であるか特定事業対象者であるかについての区分。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業の月平均の利用者の数（指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）第2条第2項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス及び指定通所介護の事業又は指定介護予防通所型サービス及び指定地域密着型通所介護の事業の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所型サービス事業の利用者の数及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数）が総合事業人員等基準第49条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。

(2) 指定介護予防通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が総合事業人員等基準第45条に定める員数を置いていない場合。

注 3 厚生労働大臣が定める基準第 131 号の 3 を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 厚生労働大臣が定める基準第 131 号の 4 を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 指定介護予防通所型サービス事業従業者（総合事業人員等基準第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防通所型サービス事業従業者をいう。以下同じ。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第 49 条第 6 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定介護予防通所型サービス事業費は、算定しない。

注 7 利用者が一の指定介護予防通所型サービス事業所において指定介護予防通所型サービス事業を受けている間は、当該指定介護予防通所型サービス事業所以外の指定介護予防通所型サービス事業所が指定介護予防通所型サービス事業を行った場合に、指定介護予防通所型サービス事業費は、算定しない。

注 8 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる

利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) イ(1)(ロ)を算定している場合（1月につき） 376単位

(2) イ(2)(ロ)を算定している場合（1月につき） 752単位

(3) イ(1)(イ)又はイ(2)(イ)を算定している場合（1回につき） 94単位

注9 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ(1)(ロ)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)(ロ)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りではない。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔^{くわう}機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所型サービス事業所の指定介護予防通所型サービス事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定介護予防通所型サービス計画（総合事業人員等基準第54条第2項第1号に規定する指定介護予防通所型サービス

計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

- (2) 指定介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（ホの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下 「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。

へ 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定

める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(一) 要支援1・事業対象者 88単位

(二) 要支援2・特定事業対象者 176単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(一) 要支援1・事業対象者 72単位

(二) 要支援2・特定事業対象者 144単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(一) 要支援1・事業対象者 24単位

(二) 要支援2・特定事業対象者 48単位

リ 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準第 1 3 2 号の 2 に適合する指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5 単位

ル 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとの A D L 値 (A D L の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知所をいう。) の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて指定介護予防通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 1 厚生労働大臣が定める基準第 1 3 6 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予

防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 2 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 0 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 8 0 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 6 4 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、厚生労働大臣が定める基準第 1 3 6 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 8 1 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 7 6 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） イからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 7 9 に相当する単位数

- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４） イからルまでにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数

ヨ 基準緩和通所型サービス事業費

- (1) 要支援１・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位
 - (イ) 月の初日から１月間において４回までのサービスを行った場合
３１６単位（１回につき）
 - (ロ) 月の初日から１月間において５回以上のサービスを行った場合
１，３６９単位（１月につき）

(2) 要支援 2・特定事業対象者 次に掲げる場合に应じ、次に掲げる単位

(イ) 月の初日から 1 月間において 8 回までのサービスを行った場合
3 2 5 単位 (1 回につき)

(ロ) 月の初日から 1 月間において 9 回以上のサービスを行った場合
2, 8 1 6 単位 (1 月につき)

注 1 総合事業人員等基準第 5 章第 2 節に定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定基準緩和通所型サービス事業所 (総合事業人員等基準第 6 0 条第 1 項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業所をいう。以下同じ。) において、指定基準緩和通所型サービス事業 (同項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業をいう。以下同じ。) を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分に应じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和通所型サービス事業費は、算定しない。

注 3 利用者が一の指定基準緩和通所型サービス事業所において指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスを受けている間は、当該指定基準緩和通所型サービス事業所以外の指定基準緩和通所型サービス事業所が指定基準緩和通所型サービス事業を行った場合に、基準緩和通所型サービス事業費は、算定しない。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

- 2 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、改正後の別表第1項イからハまで及び第2項イに規定する単位数は、それぞれの単位数に1,000分の1,001を乗じて得た値とする。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間は、改正後の別表第1項の注4及び第2項イの注4の規定は、適用しない。ただし、別表第2項を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（介護職員等処遇改善加算に係る経過措置）

2 令和 6 年 5 月 31 日において現に改正前の介護職員等処遇改善加算を算定しており、かつ、改正前の介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所が、令和 8 年 3 月 31 日までの間において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の 3 分の 2 以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。